

「商品先物取引業者等検査マニュアル」の一部改正について

令和 7 年 6 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

経済産業省組織令（平成12年政令第254号）が令和 7 年 7 月 1 日に改正されることに伴い、商品先物取引業者等検査マニュアル（平成23年 1 月 8 日付け22農林水産省総合第1362号総合食料局商品取引管理官通知・平成22・12・28商局第2号経済産業省大臣官房商務流通審議官通知）を所掌する部署の名称が変更となることから、所要の改正を行う。

【該当箇所】

・表紙

II 施行時期

令和 7 年 7 月 1 日